

質 疑 応 答 書

業務名

令和4年度広島駅周辺地区の水辺空間におけるにぎわい創出業務

| 番号 | 仕様書頁等 | 質 問 | 回 答 |
|----|------------------------------|---|---|
| 1 | 仕様書 6(2)、(3) 8(1) | 期間中のイベントの実施回数 は？(例/月1回など) | 実施回数は定めていません。提案書1(3)「直営するイベント等の実施」で提案してください。 |
| 2 | 説明書 5(4) | 企画コンペの審査方法は書類審査のみでプレゼンはないのか？ また、提案書は仕様書(様式4)の様式で提出しないとイケないのか？ 例えば独自にパワーポイントを使用してA4横置き(横書き)で提出は？ | 審査方法は書類審査のみで、プレゼンテーションは行いません。 説明書5(4)イに記載のとおり(様式4)で提出してください。 また、(様式4)13ページの注意事項のとおり(様式4)各記入欄毎に、最小限にとどめてください。 |
| 3 | 仕様書 2 | 毎回A, B, C エリア全てを使用しないとイケないのか？ | 毎回④、⑤、⑥エリア全てを使用しないとイケないというものではありませんが、④と⑥エリアについては極力活用してください。 ⑤エリアの使用については、仕様書別図に記載のとおり、事前に発注者(観光政策部)に相談してください。 なお、④エリアについては、仕様書8(8)に記載のとおり、使用できない期間があります。 |
| 4 | 仕様書 8(5) 基本ルール 4(3) | 会場内には無料で使える水道・電源は？また、仮設で設置しても良いのか？ | ④エリアには、基本ルール4(3)※に記載のとおり、電源、水道設備はありません。また、⑤エリアも電源、水道設備はありません。なお、水は、貯水したポリタンクの使用等、電源は、ポータブル電源等により使用者自らが確保してください。 ⑥エリアにのみ電源、水道設備がありますが、仕様書8(5)に記載のとおり無料ではありません。 なお、全てのエリアにおいて、排水設備はありません。 |

| | | | |
|---|--------------|--|---|
| 5 | 基本ルール 3 | 「火災・爆発等の危険を生ずるおそれのある行為」とあるがキッチンカー以外で火器（プロパンガス・炭火）を持ち込んでの調理は可能か？ また、出店業者の制限はあるのか？（例／在広島人会・露天商などは？） | 公園管理上、火気の使用について、直火の使用は禁止しています。火気使用に当たっては、仕様書9（1）に記載のとおり、広島市火災予防条例等の関係法令を遵守してください。 水辺空間使用者の使用承諾については、基本ルール2（3）に記載のとおりです。 |
| 6 | 仕様書 6（1）ウ | 「夜間や使用しないときは会場の周りに柵などを設置すること」とあるが、広島市所有の設備（柵、テント・机・椅子・照明など）で無料で借用できるものがあるのか？ | 柵、テント、机、椅子、照明を発注者が貸出することは想定していません。 |
| 7 | 仕様書 6（1）ウ | イベント当日、雨天・強風などで中止する場合、判断は誰がするのか？ また、中止の場合の出店業者への補償・補填はあるのか？ | 仕様書6（1）ウのとおり、緊急時の対応も業務であり、占用主体で、安全なイベント実施が可能かについての判断はしていただき、判断に迷う場合については発注者に相談してください。 中止の場合、発注者から出店業者への補償・補填については想定していません。 |
| 8 | 仕様書 6（4） | イベントの広報は広島市の広報誌や広報番組・HPが使えるのか？ | 仕様書6（4）のとおり、広報・PRも業務の範囲内です。 広島市の広報紙や広報番組は、広島市全体の広報をする必要があるため、紙面等の都合上、必ずしも活用できるわけではありません。 占用主体が作成されたホームページを、市のホームページ等にリンクを貼る協力は可能です。 |

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。